

家族の異動や住所変更のとき

異動があったときは、必ず**14日以内**に保険証と印鑑を持って、所属労働組合で手続きしてください。

なお、本人確認として「**個人番号確認**（組合員と申請対象者全員のもの）」と「**身元確認**」書類の提示が必要です。



		こんなとき	手続きに必要なもの
家 族	増 加	転入してきたとき	世帯全員の住民票（続柄及び個人番号の記載があるもの） 結婚転入の場合は婚姻届受理証明書
		他の保険をやめたとき	世帯全員の住民票（続柄及び個人番号の記載があるもの） と下記の書類 ・社会保険等脱退による加入の場合…資格喪失証明書 ・市町村国保からの加入の場合…市町村国保の保険証 コピー
		子どもが生まれたとき	世帯全員の住民票（続柄及び個人番号の記載があるもの） ※組合員の子どもの場合、出生届出済証明欄でも可
		生活保護の打ち切り	生活保護廃止通知書と 世帯全員の住民票（続柄及び個人番号の記載があるもの）
	減 少	転出したとき	転出証明書か、 転出した人の除票または世帯全員の住民票（続柄及び 個人番号の記載があるもの）
		他の保険に入ったとき	資格取得証明書か新保険証
		死亡したとき	死亡診断書か除票
		生活保護をうけたとき	生活保護決定通知書
		65歳以上で広域連合の 認定をうけたとき	後期高齢者医療制度の保険証
		修学のため、住所を移したとき	在学証明書、修学先の世帯全員の住民票（続柄及び個人 番号の記載があるもの）
	家族が新たに 組合員として加入するとき	加入の手続き（4頁参照）	
そ の 他	住所の変更	世帯全員の住民票（続柄及び個人番号の記載があるもの）	
	氏名の変更	戸籍抄本	
	保険証を紛失・破損	警察に届けた届出受理番号・始末書、 破損の場合はその保険証	

※住民票・戸籍抄本は申請受付時点で3ヵ月以内に交付されたもの

※外国籍の人を含む世帯の場合は、住民票に「国籍、在留資格、在留期間・期限」の記載も必要

※加入時に、従前の保険が確認できない場合や無保険からの加入の場合は、届出日から最大2年遡及して資格取得となり、その間の保険料が必要となります。

※住民票が組合員と同じ住所（世帯）でない期間が生じた家族は、その期間、加入資格がなくなります。

※社会保険など他の保険に加入された場合や、転出などで住民票が別になった場合は、すみやかに資格喪失の手続きが必要となります。

※70歳以上の人は、加入時に所得の証明が必要ですが、当組合はマイナンバー制度を利用して所得情報を市町村へ照会・取得します。ただし、所得情報を取得できなかった場合は、「所得・課税証明書」が必要となります。

※75歳になると、自動的に建設国保の資格がなくなり、「後期高齢者医療制度」に資格が移ります。

（18頁参照）